

令和5年度 木造住宅の耐震改修工事費用を補助します

市では、地震災害に対する防災対策のために、木造住宅の耐震診断および耐震改修工事の費用を補助します。

○募集概要

番号	対象事業	事業内容・補助額等	募集戸数	募集期間
①	木造住宅耐震診断士の派遣	耐震診断士の派遣 (自己負担額2,000円)	2戸(先着順)	令和5年6月 1日(木)から 令和5年9月29日(金)まで 8:30~17:00
②	耐震改修工事	耐震改修工事に要する費用の4/5の額 (上限1,000,000円)	1戸(先着順)	

※募集期間は、土・日曜日、祝日を除く。

○対象住宅

①木造住宅耐震診断士の派遣

市内にある戸建住宅で次の要件のすべてに該当するもの

- ・昭和56年5月31日以前に建築されたもの
- ・建築基準法に規定する建築確認を受けているもの(建築基準法第6条第1項に該当しない建築物を含む)
- ・地上階数が2階以下、延べ床面積が30㎡以上のもの
- ・木造であり、在来軸組工法、伝統的工法および枠組壁工法(ツーバイフォー)によって建築されたもの
- ・店舗等住宅以外の用途を兼ねる場合は、延べ床面積の2分の1以上が住宅のもの
- ・過去にこの制度により耐震診断を受けていないもの
- ・東日本大震災等の災害で被災した住宅で、全壊・大規模半壊、半壊の判定を受けていないもの

②耐震改修工事

上記①の条件に加え、次の要件すべてに該当するもの

- ・耐震改修計画の作成を伴う耐震改修工事であること
- ・耐震改修工事により対象住宅の上部構造評点が0.3以上増加し、かつ、増加後の上部構造評点が1.0以上となること

※詳しくは下記に問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

○申込資格

- ・対象住宅の所有者と世帯員が市税等を滞納していないこと。
- ・耐震改修工事を行う場合、茨城県木造住宅耐震診断士養成講習会受講者または市内に本店、支店、営業所を有する建設業者が施工すること。

○申込方法

所定の申込書に必要書類を添付し、本庁都市計画課に提出してください。

問 本庁 都市計画課 住宅・営繕G ☎52-1111 内線255

家計調査へのご協力をお願いします

家計調査は、統計法で定められた統計調査です。家計簿などを記入していただくことによって、国民生活の実態を家計収支の面から明らかにするものです。

調査結果は、税金・年金・医療制度の改定や賃金の算定など、私たちの生活に関連する施策を検討する際の基礎資料として、国や地方公共団体などで幅広く活用されています。

秘密は厳守いたします。調査票の厳重な管理により、記入内容が外部に漏れることはありません。

調査対象として指定された地区内の各世帯へは、統計調査員が世帯の名簿の作成や調査票の記入の依頼のためにお伺いしますので、調査にご協力をお願いします。

問 茨城県統計課 物価家計G ☎029-301-2661